

かながわ高齢者あんしん介護推進会議設置要綱

(目的)

第1条 高齢者が安心して介護を受けられるよう、高齢者に対する虐待防止の取組み（身体拘束の廃止を含む）を推進することを通して介護の質の向上を図るとともに、施設及び在宅での介護における諸課題を協議するため、かながわ高齢者あんしん介護推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止を含む）に向けた研修、相談、啓発等の取組みに関すること。
- (2) 高齢者虐待防止（身体拘束廃止を含む）に向けた各関係団体等の連携に関すること。
- (3) 施設及び在宅の高齢者介護に関する諸課題の協議及び啓もう・啓発等に関すること。
- (4) その他高齢者介護に係る諸課題についての必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、高齢者福祉・介護保険関係団体等の関係者をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年とし、再任は妨げないものとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は推進会議を代表し、推進会議の座長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項の円滑な協議を図るため、推進会議に部会を設置する。

- 2 その他部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。